

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年4月1日
【会社名】	株式会社アゴラ ホスピタリティー グループ
【英訳名】	Agora Hospitality Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ウィニー・チュウ・ウィン・クワン
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門五丁目2番6号
【電話番号】	東京03(3436)1860(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 石井 伸幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目2番6号
【電話番号】	東京03(3436)1860(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 石井 伸幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年3月25日開催の当社第87回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

ウイニー・チュウ・ウイン・クワン、シャン・チューピン、浅生浩、北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニ及びシ・フェイティンを取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

杉戸壽一郎、澁谷慎志、ウォン・ワイ・リン・ピュエンを監査役に選任するものであります。

第2号議案の修正動議

監査役候補者であるウォン・ワイ・リン・ピュエン氏より監査役に選任された場合の就任辞退の申し出があったことを受け、株主より、監査役候補者1名を入れ替え、杉戸壽一郎、澁谷慎志、チェン・ワイ・ハン・ボズウェルの3名を監査役候補者とする修正動議が提出されました。

第3号議案 取締役および監査役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬額を年額150百万円以内、監査役の報酬額を年額20百万円以内とするものであります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社および当社子会社の取締役ならびに当社および当社子会社の従業員うち当社の取締役会が認めた者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
ウイニー・チュウ・ウイン・クワン	1,424,734	26,080	-	(注)1	可決 97.00%
シャン・チューピン	1,424,699	26,115	-	(注)1	可決 96.99%
浅生浩	1,442,344	8,470	-	(注)1	可決 98.19%
北村隆則	1,423,539	27,275	-	(注)1	可決 96.91%
クラレンス・ウォン・カン・イエン	1,437,561	13,253	-	(注)1	可決 97.87%
アンジェリーニ・ジョバンニ	1,441,741	9,073	-	(注)1	可決 98.15%
シ・フェイティン	1,443,451	7,363	-	(注)1	可決 98.27%
第2号議案					
杉戸壽一郎	1,445,160	5,654	-	(注)1	可決 98.39%
澁谷慎志	1,445,226	5,588	-	(注)1	可決 98.39%
チェン・ワイ・ハン・ボズウェル	1,131,961	306,679	12,174	(注)1	可決 77.06%
第3号議案	1,415,705	1,438,691	-	(注)2	可決 96.38%
第4号議案	1,407,781	43,021	-	(注)3	可決 95.84%

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

4 第2号議案に関し、株主より、監査役候補者1名を入れ替え、杉戸壽一郎、澁谷慎志、チェン・ワイ・ハン・ボズウェルの3名を監査役候補者とする修正動議が提出され、修正動議が会社法上適法に可決され、原案は成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、原案に関する議決権の数を集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上